

規制影響分析書要旨

規制の名称	育児休業、介護休業等を理由とする就業環境を害する行為の防止のための雇用管理上の措置の義務付け	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成28年1月	
規制の新設・改廃の内容・目的	労働者が育児、介護をしながら継続就業しやすい環境を整備するため、事業主は、職場における労働者に対する育児休業、介護休業等の制度又は措置に関する言動により、当該労働者の就業環境を害されることのないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととします。	
	(根拠条文)	雇用保険法等の一部を改正する法律案による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第25条
想定される代替案	厚生労働大臣は、事業主に対して、雇用管理上の措置を講ずるように努めなければならない旨を指導することとします。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	事業主において、職場において育児休業、介護休業の取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、相談窓口の整備、労働者への周知啓発等必要な措置を行うための費用	事業主において、職場において育児休業、介護休業の取得等をした労働者の就業環境が害されることのないよう、相談窓口の整備、労働者への周知啓発等必要な措置を行うための費用
(行政費用)	国において、 ・講ずべき措置について、事業主に周知するための費用 ・当該措置を講じない事業主に対して、助言、指導、勧告等を行うための費用	国において、 ・講ずべき措置について、事業主に周知するための費用 ・当該措置を講じない事業主に対して、助言を行うための費用
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他の社会的費用は発生しないものと考えられます。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
	育児や介護をしながら就業しやすい環境が整備されることにより、労働者が育児、介護に関する制度を利用しやすくなるとともに、継続就業の促進が期待され、ひいては女性の活躍促進及び少子化の改善にも寄与するものと考えられます。	代替案においても、一定程度雇用管理上の措置が講じられ、それにより労働者の制度利用や継続就業が促進される効果は期待されますが、法律上の義務ではないため、全ての事業主において十分に措置が実施されず、その便益は限定的となる可能性があります。

分析結果	<p>改正案は事業主に対する法的義務と位置づけ指導、勧告の対象とすること等により、事業主において確実に雇用管理上の措置が実施され、労働者が育児や介護をしながら継続就業しやすい環境整備が見込まれます。これによって生じる女性の活躍促進等の社会的便益は、その費用を大きく上回ると考えられます。</p> <p>一方、代替案は法的な義務ではないことから、事業主による措置が十分に実施されないおそれがあるため、その便益は限定的になると考えられ、必ずしもその便益が費用を十分に上回るとは言えないことから、改正案の方が適切であると考えます。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>本改正案は「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」(平成27年12月21日労働政策審議会建議)において、次のとおり報告されています。</p> <p>(4) 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備については、事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いのみならず、上司・同僚からの行為を防止することが求められるが、防止措置の対象となる範囲については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に規定される不利益取扱いにおける「理由となる事由」や「行為類型」を前提とすることが適当である。 ・ 上司・同僚からの行為を防止するための措置については、セクシュアルハラスメントの防止のために事業主に義務づけられている措置を参考に、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づけることが適当である。 ・ また、防止措置の対象とする具体的な範囲や当該防止措置の具体的な内容については、指針等において示すことが適当である。
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>雇用保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途とし、改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けています。</p>
備考	-